

一般社団法人土木技術者女性の会 理事選出規程

第1章 総則

(適用)

第1条 この規程は、一般社団法人土木技術者女性の会（以下、「当会」という）の定款第12条に基づき、理事の選出に関して必要な事項を定める。

第2章 理事の選出及び退任後の職責

(理事選挙)

第2条 当会は、理事を選出するため、理事選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第3条 理事選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会委員は2名以上とし、運営委員会の議を経て会長がこれを任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 選挙管理委員会委員は、選挙管理委員会委員長を互選で定める。

5 現職の理事及び理事に立候補する正会員は、選挙管理委員会委員を務めることはできない。

(選挙の公示、実施)

第4条 理事選挙に関する事項は、当会ウェブサイト投票期間の1カ月前までに公示したうえ、メールニュースにもその旨を掲載する。

第5条 選挙は、現職理事に関する不信任投票による再任理事の決定に関する選挙を行い、その後、新理事の選出に関する選挙を実施することとする。なお、実施方法については、選挙管理委員会に委ねる。

(選挙の時期)

第6条 現職理事の任期満了または欠員により理事選挙を実施する。

2 選挙は、理事の任期の終わる前までに終了しなくてはならない。

(定数)

第7条 選挙毎に選出される理事の定数は、定款において定める理事の定員の上限を超えないものとする。

2 選出する理事定数は、選挙実施前の運営委員会の審議にて予め定める。

(選挙権)

第8条 理事選挙の選挙権者は、当会の正会員とする。

(被選挙権)

第 9 条 理事選挙の被選挙権を有する者は、その選挙の当選者が確定する総会開催月の末日において、当会の正会員であるとする。

(立候補と推薦)

第 10 条 理事選挙に立候補する者は、所定の立候補届出用紙に必要事項を記載の上、推薦書と共に選挙管理委員会宛に指定する期日までに届け出るものとする。

2 現職理事が次期理事選挙に立候補する場合は、推薦人を要しない。

3 新規に立候補する者は、正会員 1 名の推薦を要する。

4 1 人の正会員が推薦できる新理事候補者は、1 名とする。

5 理事選挙に立候補する正会員は、他の候補者の推薦者になることはできない。

(候補者名簿)

第 11 条 選挙管理委員会は書類審査を行って候補者名簿を作成し、投票期間の初日の 10 日前までに候補者と関連情報の一覧を当会ウェブサイトに表示する。

(現職理事再任当選者の決定)

第 12 条 第 10 条の規定により立候補した現職理事について、正会員は不信任理事に対して投票する。

2 選挙管理委員会は、不信任票が投票数の過半数を占めた現職理事は不信任と決定する。

3 不信任と決定された理事は、再任されない。

(新理事の定数、投票)

第 13 条 選挙管理委員会は、第 11 条によって決定された現職理事の再任数を勘案して新理事の定数を決定する。

2 1 名の正会員は、1 名の候補者に投票する。

(新理事の選出)

第 14 条 選挙管理委員会は、全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から新理事を決定する。

2 得票数の同じ候補者が複数いる場合は、会員歴が長い者から順に当選者とする。

3 会員歴が同じ場合は、選挙管理委員会が抽選により決定する。

(信任投票)

第 15 条 候補者が新理事の定数に満たない場合は、前条の規定に関わらず、立候補者について、正会員は不信任候補者に対して投票する。

2 選挙管理委員会は、不信任票が選挙権者数の過半数を占めた立候補者は不信任と決定する。

3 不信任と決定された候補者は、当選者とししない。

(投票方法)

第 16 条 投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

(開票)

第 17 条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 問題のある投票の効力については、選挙管理委員会が判断する。

(選挙結果の公示)

第 18 条 選挙管理委員会は、選挙結果を当会ウェブサイト、速やかに公示しなくてはならない。

(選挙の疑義)

第 19 条 選挙の効力に関して異議のある正会員は、前条にある選挙結果の公示日から 14 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 申し立てがあった場合は、選挙管理委員会で審議して方針を決定する。

(総会への報告)

第 20 条 理事選挙の結果は、総会に報告され、承認の議決を得て確定する。

(理事と正会員資格)

第 21 条 理事は、任期中に正会員資格を喪失しても、なおその職務を行わなければならない。

ただし、会員資格喪失を理由として正会員資格を喪失した場合は、資格喪失をもって、理事を退任するものとする。

(再任)

第 22 条 理事の再任は妨げない。

(退任した理事の職責)

第 23 条 任期満了により定時総会の終結をもって退任した理事は、引き続き開催される総会の終了までは理事としてその職務を行い、総会の終了をもって、次期理事に職務を引き継ぐものとする。

(欠員の補充)

第 24 条 理事に欠員が生じたときは、選挙管理委員会が本規程に従い、理事選挙により新理事を選出する。

第 3 章 補則

(補則)

第 25 条 定款及び役員選出規程に定めるものの他、理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(規程の変更)

第 26 条 この規程の変更は、運営委員会の議を経て、総会で承認を要する。

附則

1. この規程は、平成 27 年 6 月 27 日より施行する。

様式：立候補届出用紙
推薦書